本号で公布された法令のあらまし

◇所得税法施行令の一部を改正する政令（政令第一六五号）（財務省）

1　源泉徴収に係る所得税の納税地について、利子等支払者の本店等の移転があった場合における利子等に係る源泉所得税の納税地は移転後の本店等の所在地とすることとした。（第五五条関係）

2　株式等の譲渡の対価の受領者の告知制度について、適用対象となる株式等の範囲から除かれる公社債の範囲を定めることとした。（第三四条の二関係）

3　償還金等の支払調書制度について、交付を受ける償還金等が支払調書制度の対象となる内国法人及び当該償還金の範囲を定めることとした。（第三五条の二関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年一月一日から施行することとした。

◇法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第一六六号）（財務省）

1　法人税額から控除する所得税額の計算について、公債及び社債の利子、公社債投資信託の収益の分配等に係る所得税の額の保有期間による按分を廃止し、その全額を控除することとした。（第一四〇条の二及び第一五五条の二六関係）

2　この政令は、平成二八年一月一日から施行することとした。

◇消費税法施行令の一部を改正する政令（政令第一六七号）（財務省）

1　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律において障害福祉サービスの見直しが行われることに伴い、消費税が非課税とされる社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲について規定の整備を行うこととした。（第一四条の三関係）

2　公益社団・財団法人が受ける寄附金のうち当該寄附金の募集要綱等においてその全額の使途が課税仕入れ等以外に限定されているものについて、消費税の特定収入から除外する措置を講ずることとした。（第七五条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二六年一月一日から施行することとした。

◇租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六八号）（財務省）

1　申告不要第三国団体配当等に係る利子所得につき非居住者が提出する申告書の記載事項等を定めることとした。（第二条の二関係）

2　申告不要特定配当等に係る利子所得につき居住者が提出する申告書の記載事項等を定めることとした。（第二条の三関係）

3　徴収共助制度における徴収の猶予の申請書等の記載事項に、共助対象外国租税の滞納処分費に関する事項を加えることとした。（第七条関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年一月一日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一六九号）（財務省）

1　個人所得課税

㈠　利子所得の分離課税等の適用対象から除かれる同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主その他一定の者が支払を受けるものにつき、当該一定の者の範囲等を定めることとした。（第一条の四関係）

㈡　金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の特例について、適用対象となる資本金等一億円以上の内国法人が支払を受ける公社債の利子等の範囲を見直すこととした。（第三条の三関係）

㈢　私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等について、適用対象から除かれる公募公社債等運用投資信託の受益権等の公募の要件を定めることとした。（第三条の四関係）

㈣　上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、適用対象から除かれる利子等及び配当等の範囲等を定めることとした。（第四条の二関係）

㈤　配当所得等に係る申告不要の特例について、適用対象から除かれる利子等の範囲を定めることとした。（第四条の三関係）

㈥　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等について、適用対象となる地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする一定の事業を行う者に対する土地等の譲渡に係る区域の範囲に都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する認定集約都市開発事業計画で一定の要件を満たすものの区域を加えるとともに、当該区域において行われる事業について当該認定集約都市開発事業計画に係る集約都市開発事業に限ることとした。（第二〇条の二、第三八条の四及び第三九条の九七関係）

㈦　既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例について、適用対象となる特定民間再開発事業の施行区域の範囲に都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する認定集約都市開発事業計画で一定の要件を満たすものの区域を加えるとともに、当該区域において行われる事業について当該認定集約都市開発事業計画に係る集約都市開発事業に限ることとした。（第二五条の四関係）

㈧　一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、適用対象となる株式等の範囲から除かれる公社債の範囲等を定めることとした。（第二五条の八関係）

㈨　上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算方法、適用対象となる上場株式等の細目等を定めることとした。（第二五条の九関係）

㈩　特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定口座内公社債が公社債としての価値を失ったことにより生じた損失の金額の計算方法、特定口座内公社債等が公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とされる清算結了に類する事実等を定めることとした。（第二五条の九の二関係）

(二)　特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、特定口座を開設する金融商品取引業者等が行う有価証券の売出しに応じて取得した上場株式等を加えるとともに、居住者等が特定口座を開設している金融商品取引業者等を通じて平成二七年一二月三一日以前に取得した特定公社債等の特定口座への移管手続、居住者等が有する特定公社債等の平成二八年中の特定口座への受入れの手続等を定めることとした。（第二五条の一〇の二及び附則第七条関係）

(三)　特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例について、特定株式に係る譲渡損失の金額をその年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上控除する場合に提出する確定申告書に記載すべき事項等を定めることとした。（第二五条の一二の二関係）

(四)　株式等の譲渡の対価に係る支払調書等の特例について、投資信託等又は公社債等に係る償還金等の国内における交付の取扱者の範囲等を定めることとした。（第二五条の一五関係）

(五)　公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、本特例の適用を受けた財産等を有する公益法人等が、幼保連携型認定こども園の設置のために行う事業譲渡に伴い当該財産等を他の公益法人等に贈与する措置に係る当該公益法人等及び他の公益法人等の要件等を定めることとした。（第二五条の一七関係）

(六)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずることとした。（第二六条関係）

(1)　控除額の特例の対象となる特定建築物に該当する家屋の細目を定める。

(2)　本特例の増改築等の対象に国土交通大臣が財務大臣と協議して定める一定のエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を加える措置を平成二七年一二月三一日まで延長する。

(六)　特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、本特例の断熱改修工事等の対象に国土交通大臣が財務大臣と協議して定める一定のエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を加える措置を平成二七年一二月三一日まで延長することとした。（第二六条の四関係）